

令和7年度「地域内エコシステム」リビングラボ事業

「木質バイオマスのエネルギー利用に関する  
相談窓口の設置・運営」  
成果報告書

令和8（2026）年3月

一般社団法人 日本木質バイオマスエネルギー協会

## 目次

1.1. 木質バイオマスのエネルギー利用に関する相談窓口の設置・運用	1
1.1.1. 概要と目的	1
1.1.2. 相談窓口の設置	2
1) 相談窓口設置による支援の方法	2
2) 令和7年度相談件数	3
3) 令和7年度の相談内容の分類	4
4) 相談者の区分	6
5) 相談内容の傾向分析	7
(1) 「発電」に関する相談内容	7
(2) 「熱利用」に関する相談内容	9
(3) 「燃料材」に関する相談内容	10
(4) 「その他」の相談内容	11
1.1.3. 協会ホームページの充実と活用状況	12
1) 協会ホームページの充実	12
2) 協会ホームページ等の活用	13
1.1.4. (参考) 令和6年度の相談件数	14
1.1.5. 展示会での出張相談窓口の設置	15
1.1.6. 木質バイオマスエネルギー関連資料の配布	16
1.1.7. まとめ	17
1.1.8. 付録資料	19

## 図表目次

図一1	相談者からの相談方法（n = 174）	4
図一2	相談内容の年度別推移	6
図一3	相談者の業種別割合（n = 174）	7
図一4	発電に関する相談内容の内訳（n = 103）	9
図一5	熱利用に関する相談内容の内訳（n = 44）	10
図一6	燃料材に関する相談内容の内訳（n = 133）	10
図一7	その他に関する相談内容（n = 53）	12
図一8	国際バイオマス展における出展ブースと出張相談窓口の様子	16

## 表目次

表一1	シニアアドバイザー一覧	2
表一2	相談窓口への相談件数の年度別推移	3
表一3	相談窓口への月別相談件数状況	5
表一4	相談窓口への問い合わせ件数（各年度 相談件数）	14
表一5	相談内容内訳（令和6年度）（n = 254）	14
表一6	出張相談窓口を設置した展示会	16

## 1.1. 木質バイオマスのエネルギー利用に関する相談窓口の設置・

### 運営

#### 1.1.1. 概要と目的

相談窓口の設置・運営（以下、「相談窓口業務」という。）は、我が国の森林資源を無駄なく利用することによって国内林業及び山村地域の振興に資するため、木質バイオマスの利用の促進を目的として実施しているものである。このため、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組みである「地域内エコシステム」の構築に向けた課題に対応するだけでなく、木質バイオマス発電における課題などにも広範に対応できる事業として実施した。

相談窓口業務においては、一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会（以下、「協会」という。）に相談窓口を設置した。相談内容は木質バイオマスのエネルギー利用による発電や熱利用に関して、各地域や各事業者が活動する際における技術面や制度面などでの不明な点、具体的な事業の進め方での不明な点など多岐にわたり、それらに対して、専門知識を持つ複数の職員が対応している。また、当協会では、相談窓口業務に合わせて、協会ホームページにおいて木質バイオマスエネルギーの基礎知識等に関するデータベースを公開し情報提供を行っている。

さらに、木質バイオマスエネルギーに関心を持つ幅広い市民層が気軽に質問、相談を行える機会を提供することを目的として、展示会の場を活用した出張相談窓口を設けるなど相談窓口業務の実施体制を整備した。

令和7年度は、円安の進行、引き続き金融緩和策によるインフレターゲットの達成等から、物価上昇が顕著となり、エネルギー価格や設備価格、人件費の高騰など市場環境の大幅な変化がみられた。一方、住宅着工件数の低迷など木材需要量が減少し、木質燃料材の生産背景の変化があり、燃料材需給がタイトになる地域もみられた。

こうした状況から、相談内容は、より広範化、複雑化しており、木質バイオマス利用に関する相談・サポート制度の体制の充実が求められている。

また、相談窓口寄せられた相談内容には、商社、大企業などが新たに木質バイオマス事業に参入する意図をもってマーケット全般について問い合わせるものが散見され、対応者も木質バイオマス事業全般に精通していることが求められている。こうしたことから、当協会においても、日常的な職員の研鑽が欠かせず、より一層の情報収集とその共有化を図ることとしている。なお、令和6年度から本格運用している木質バイオマス熱利用支援サイト「WOOD BIO」での情報発信、相談サポート体制と緊密に連携を図り、地域において木質バイオマスの熱利用に関する知見を有する人材を引き続き育成することが必要である。

## 1.1.2. 相談窓口の設置

### 1) 相談窓口設置による支援の方法

当相談窓口業務については、新型コロナウイルス感染症の影響により一時期は協会ホームページに設けた相談窓口受付専用問い合わせフォームを原則として対応していたが、新型コロナウイルス感染症の影響が減少した令和7年度は、面談による対応も機動的に行った。しかしながら、相談内容を正確に把握し、的確に回答する観点から、簡単な問い合わせでないものについては問い合わせフォームによる相談に誘導している。なお、質問内容及び回答については、職員間で共有し、類似の相談に対していずれの職員であっても齟齬のない対応ができるようにしている。なお、相談内容の高度化にも対応できるよう、木質バイオマス事業の各分野の専門家を当協会のシニアアドバイザーとして委嘱し、相談対応の支援体制を構築している。令和7年度に委嘱しているシニアアドバイザーは表-1のとおりである。

表-1 シニアアドバイザー一覧

氏名	所属
池田 文雄	株式会社巴商会 技術アドバイザー
小川 聡志	合同会社もりほと 代表社員
久木 裕	株式会社バイオマスアグリゲーション 代表取締役
黒坂 俊雄	黒坂事務所 代表(元 神鋼リサーチ 代表取締役)
沢辺 攻	岩手大学 名誉教授
高橋 祐二	北海道下川町役場 会計管理者
前川 洋平	北海道立総合研究機構 利用部資源・システムグループ主査
三浦 秀一	東北芸術工科大学 建築・環境デザイン学科 教授
山田 昌宏	一般社団法人 日本木質ペレット協会 事務局長
山田 敦	北海道立総合研究機構 利用部バイオマスグループ専門研究員
山田 幸司	やまがた自然エネルギー株式会社 代表取締役

また、当事業は林野庁補助事業により実施していることから、補助金交付決定日から補助事業終了日までが国による支援の対象となるが、年間を通じた相談対応の必要性に鑑み、年度初めの4月1日から補助金交付決定日前日の間についても、自主財源によって相談窓口業務を運営した。

さらに、当協会のホームページにおいて、木質バイオマスエネルギーの基礎知識や統計情報、制度解説などについて情報データベースを構築し、随時新たな情報を追加、更新を行う

ことで、木質バイオマスエネルギー利用の促進に努めた。

## 2) 令和7年度相談件数

令和7年度の相談窓口への相談件数は、令和8年1月末時点で174件（表-2）となっており、昨年度同時期の223件に比べ49件の減少となった。このため、3月末までの累計では昨年度の254件から減少し200件程度になるものと見込んでいる。

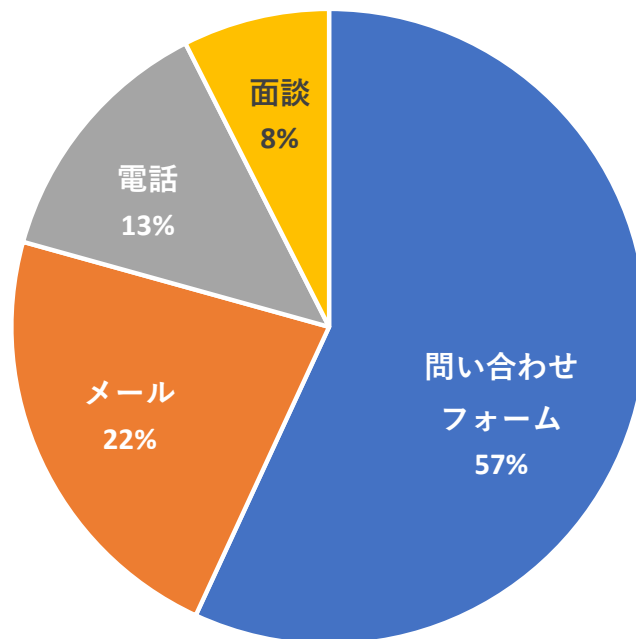
表-2 相談窓口への相談件数の年度別推移

年 度	令和7年度 (1月末時点)	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
相談件数	174	254	219	328	339	334

相談方法別の件数が図-1である。

相談方法については、協会ホームページに設けた相談窓口受付専用問い合わせフォームでの受付を基本としつつも、メール、電話、面談での機動的な対応を行った。この結果、令和7年度は、問い合わせフォームを利用した相談が57%と令和6年度の71%から14ポイント減少した。これに対し、メール対応が昨年度の17%から22%に、電話対応が10%から13%にそれぞれ増加した。特に、面談による相談も機動的に受け付けたことから昨年度の2%から8%へと大幅に増加した。

面談による相談は、主に企業からのものとなっており、木質バイオマス事業への参入を意図したマーケット全般にわたるヒヤリングという性格のものが多かった。こうした相談は、その内容が高度かつ広範であることから、対応者の当該分野に対する深い知見が必要である。このため、相談窓口での対応から、順次、当協会によるコンサルタント業務として対応する方式に移行することも検討していく必要がある。



図一1 相談者からの相談方法(n=174)

### 3) 令和7年度の相談内容の分類

令和7年度に相談窓口に寄せられた相談件数の月別推移を表一3に示した。

月別件数では、最小が7月の11件、最大が8月の22件となっており、例年では年度後半に増加する傾向があるものの今年度については夏季に多い状況がみられた。令和8年1月末までを平均すると月当たり17.4件となっている。

相談内容をみると、1件の相談において複数の内容項目にわたるものが含まれていることがあることから、件数に重複があり、内容区分の相談件数を加算した延べ相談件数は231件となっている。内容区分別で最も多かったのは「燃料材」に関する相談が104件であり、次いで「発電」に関する相談が62件、「その他」の相談が42件、「熱利用」に関する相談が23件となっている。

熱利用に関する相談件数は、近年少ない状況となっているものの、昨年度の13件からは倍増した。増加した背景としては、GX-ETS（企業のGHG排出量を排出量取引などによって償却する制度）が令和8年度から義務化されることから企業などにおいて木質バイオマス事業への関心が高まったことによるものと考えられる。とはいえ、近年、熱利用の相談件数が他の相談内容に比べ少数となっているのは、熱利用ボイラーの導入台数が停滞するなど熱利用事業の導入に取り組む事例が減っていることや令和6年度から本格運用されている木質バイオマス熱利用支援サイト「WOOD BIO」における情報プラットフォームでの

詳細な情報発信、実践サポートプラットフォームにおける相談サポートによって事業者の疑問点が解消されたことによるものと考えられる。

また、燃料材に関する相談は昨年度に引き続き大きなシェアを占めた。これは、2023年度にスタートしたFIT制度の下での「木質バイオマスライフサイクルGHGに関する基準」の適用制度について、燃料供給側も的確に対応しようとしていることによるものと考えられる。特に、令和8年4月からは燃料供給事業者に認められていた猶予措置が消滅することから、疑問点の解消が急務となっていることによる。

表一3 相談窓口への月別相談状況

相談受付(件数)		相談内容(重複あり:件数)				相談者の種別		
受付月	件数	発電	熱利用	燃料材	その他	企業	公的団体	個人
4月	20	8	2	8	8	11	8	1
5月	13	6	1	5	5	5	8	0
6月	17	2	1	9	6	14	2	1
7月	11	3	0	8	3	8	3	0
8月	22	10	3	15	4	6	14	2
9月	21	6	3	12	5	10	11	0
10月	20	12	6	12	5	10	9	1
11月	17	6	3	11	2	13	3	1
12月	14	5	2	8	4	8	6	0
1月	19	4	2	16	0	9	9	1
合計	174	62	23	104	42	94	73	7

注:「相談者の種別」の「公的団体」には、国、地方公共団体、教育機関(大学)、団体(独立行政法人、財団法人、社団法人、森林組合、協同組合)が含まれる。

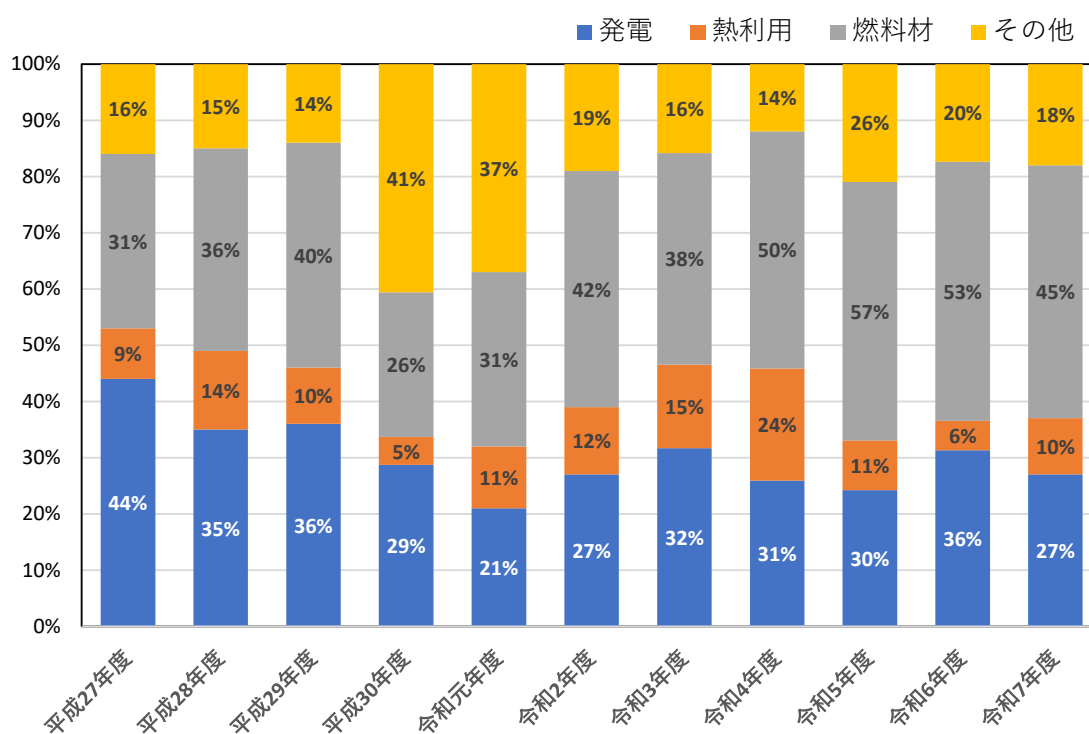
また、延べ相談件数が昨年度の258件から231件へと10ポイント減少する中で、発電に関する相談は、81件から62件へと23ポイントもの大きな減少となった。これに対し、その他に関する相談は昨年度の45件から42件へと7ポイントの減少に止まった。

相談内容について、その中長期的な傾向を相談内容区分別の延べ相談件数の推移によって見たものが表一3である。

これによれば、FIT/FIP制度への申請件数が多かった平成27年度から平成29年度にかけては、発電に関する相談件数が多く、全体の相談件数の35%から44%を占めていた。その後、令和元年度までは減少を続けたものの、令和2年度以降は相談件数の3割程度のシェアで推移している。一方、燃料材に関する相談は、平成27年度当時は3割ほどのシェアだったが、令和2年度には4割を超え、近年は5割を上回る水準となっている。これは、

電気料金の上昇などから再エネ電気に対する国民の関心が高まる中で、発電向けの本質燃料材の供給に対する燃料供給事業者側の意識が高まったことや、認定事業者への具体的な指導を認定団体が行う本来の姿に誘導したことによって、FIT/FIP 制度に基づく「発電利用に供する本質バイオマスの証明のためのガイドライン」（平成 24 年 6 月林野庁長官通知）の的確な運用に対する関係者の意識が高まったことによるものと考えられる。

また、熱利用に関する相談は、令和 3 年度、令和 4 年度にシェアの高まりをみせた。これは、この時期に本質バイオマス熱利用を推進することとして、本質バイオマス温水ボイラーの規制緩和の動きや欧州で汎用されている熱利用ボイラー導入の手引書である QM に準じた本質バイオマス熱利用実施計画マニュアルが我が国においても令和 4 年に出版されたことが要因と考えられる。その後、熱利用に関する相談件数が減少しているが、これは先にも述べたとおり、本質バイオマス熱利用支援サイト「WOOD BIO」の本格運用による詳細な情報提供等が行われるようになったことによるものと考えられる。



図一2 相談内容の年度別推移

#### 4) 相談者の区分

相談者の大まかな業種についてみると、相談件数全 174 件のうち、企業からのものが 54% に当たる 94 件と過半を占めている。次いで、公共団体が 42% の 73 件、個人が 4% の 7 件

となっている。

令和7年度の特徴的なことは、公共団体のシェアが昨年度の24%から大きく増加したことである。これは、FIT/FIP制度の下での発電におけるライフサイクルGHG算定制度にかかる燃料供給側からの情報提供が令和8年4月から義務化されることにより、認定団体からの相談が大幅に増えたことによる。

相談者の具体的な業種について区分したものが図-3である。

企業の業種内訳をみると「建設・製造」業が最も多い11%を占め、「林業関連」の9%、「再エネ」業、「電気・ガス」業のそれぞれ5%、「プラント」業の4%などとなっている。なお、従来はあまり相談実績の無かった「商社」が3%存在したことは特徴的である。

公的団体からの相談件数は、昨年度の24%から41%に大幅に増加した。そのうち最も多いのは都道府県木材組合連合会などの団体が含まれる「国自治体」の7%である。これは先に述べたように認定団体としての相談が多くを占めていることによる。また、「教育機関」、「森林組合」がそれぞれ2%となった。なお、個人からの相談も4%ほど存在した。

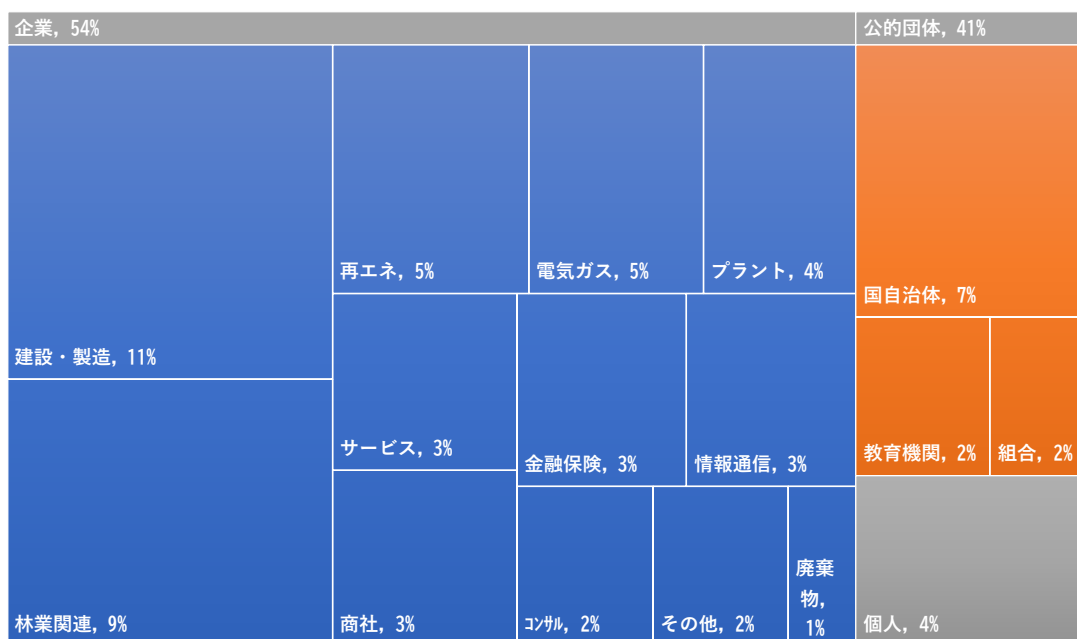


図-3 相談者の業種別割合(n=174)

## 5) 相談内容の傾向分析

### (1) 「発電」に関する相談内容

「発電」に関する相談件数は62件と令和6年度の同じ時期の81件から4分の3ほどに減少した。なお、具体的な内容については、1件の相談であっても発電に関して複数の内容

となっているものがあることから、延べ相談件数は103件となった。

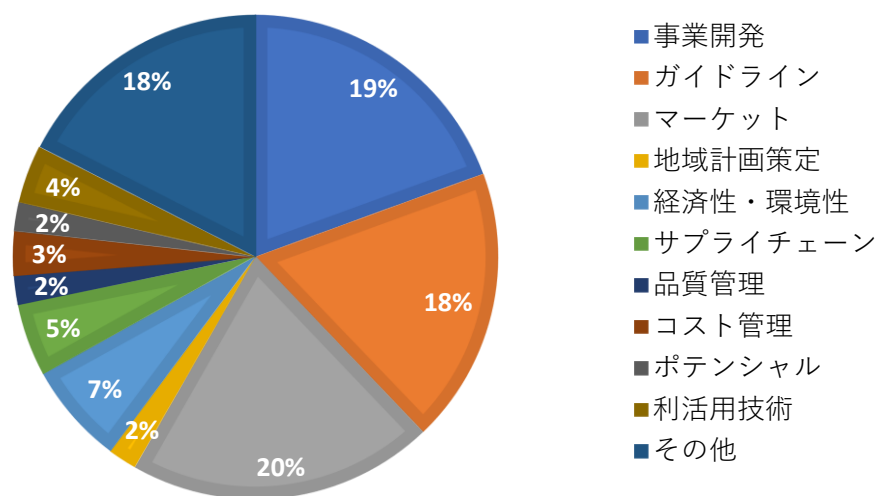
具体的な相談内容を表したものが図-4である。これをみると、発電事業の概要及びマーケット情報に関する相談が全体の20%に当たる21件、事業開発などの事業導入に関する相談が全体の19%に当たる20件、木質バイオマス発電の燃料材調達に当たっての証明ガイドラインに関する相談件数の18%に当たる19件となっており、これら3つの内容で全体の57%を占めている。令和6年度と比較すると事業参入・運営等の方針に大きく影響するマーケット関連の相談件数が増加している。また、発電に関する相談に合わせて、調達する木質燃料の証明ガイドラインに関する相談件数も増加した。これは、木質バイオマス発電の新規認定案件、燃料計画の変更承認案件について令和8年度からライフサイクルGHGの算定が義務化されることを背景としている。

この他、木質バイオマス発電における経済性などの事業性評価に関する相談が7件あった。近年の物価上昇の下で木質バイオマス発電事業の採算性が悪化していることを背景としているものと考えられる。

具体的な相談内容としては、異業種からの木質バイオマス発電事業への参入の検討に当たっての「小規模発電・熱電併給の事業化」、「活用可能な補助事業等支援」、「木質バイオマス発電を導入する際の相談者の紹介」、「木質バイオマス発電におけるトラブル相談」といったものがみられた。また、令和6年度から実施されている木質バイオマス発電におけるライフサイクルGHGの算定値についての自主的取組に関する算定手法や報告手順に関する相談もみられた。こうした相談に加え、脱炭素化社会の構築に向けた社会的な動きを反映して、FIT/FIP制度による発電所だけでなく、「自社の脱炭素目標達成のためのバイオマス発電設備導入」に関する相談もあった。

また、発電に関する相談のうち「その他」に区分されるものとしては、木質バイオマス発電における燃焼灰の活用方法に関するもののほか、当協会が作成している需給動向調査、一般に公表されている木質バイオマス発電に関する統計データの解釈とその評価に関するものがみられた。

令和7年度の特徴としては、当協会に足を運んで事業参入を検討する上で必要となる広範な内容について相談する案件が散見されたことである。こうした相談については、個々の企業の事業展開を支援することになり得るので、公的助成の下での無償での相談から、有料のコンサルタント事業に移行することも今後検証していかなければならないと考える。



図一4 発電に関する相談内容の内訳(n=103)

## (2) 「熱利用」に関する相談内容

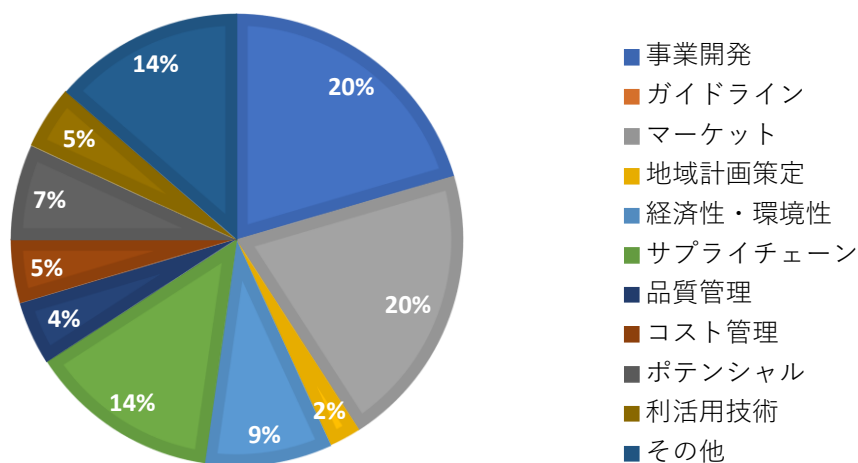
「熱利用」に関する相談件数は23件と令和6年度同時期の13件から倍増した。熱利用に関する相談においても、具体的な内容として複数の区分に該当するものがあつたことから、延べ件数は44件となった。具体的な相談内容を表したものが図一5である。

相談内容の内訳をみると、熱利用の新規導入・事業開発に関する相談及び新規導入の際などに必要となるマーケットに関する相談がともに全体の20%に当たる9件となった。これに続いて、燃料材のサプライチェーンに関する相談が全体の14%に当たる6件となっている。木質バイオマス熱利用に関しても、木質バイオマス発電と同様に異業種からの参入を検討する事業者が出現していることが背景にあると考えられる。また、新規参入に際して、地域での燃料材の調達が必要であるとの認識が醸成してきており、燃料材のサプライチェーンに関する相談が増加したものと思われる。

令和6年度は、新規事業化に関する相談以外に熱利用ボイラーなど熱利用技術に関する相談が全体の16%あつたが、令和7年度は5%となった。しかしながら、全体の件数が倍増したことから件数では5件が4件となったのみであり、熱利用ボイラーに関する相談は常に一定数が存在している。

具体的な相談内容では、地域資源の有効利用に向けた新規参入に関する相談、異業種からの新規参入に関するものが多かつた。また、これら以外として、「木質バイオマス発電所の廃熱等を利用できないか」、「非FIT/FIPでの熱電併給事業への補助事業・支援について」という熱電併給事業に関するものもあつた。

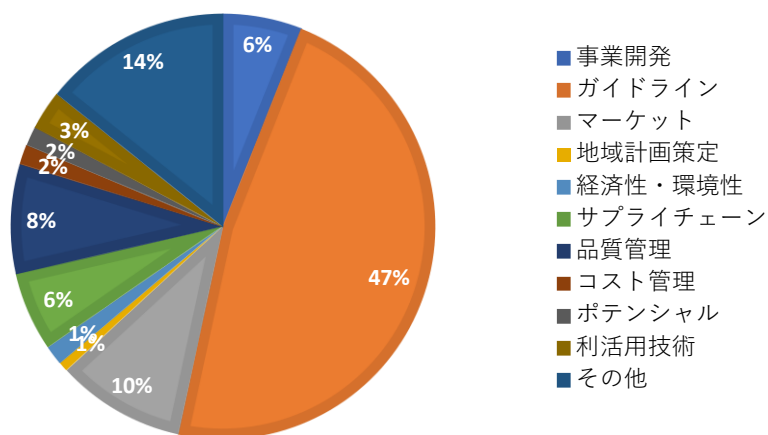
さらに、マスコミからの問い合わせや大学生からのレポート作成に関しての問い合わせもあった。



図一五 熱利用に関する相談内容の内訳(n=44)

### (3) 「燃料材」に関する相談内容

「燃料材」に関する相談件数は104件であり、4分類した相談区分の中では最も多い状況が続いている。燃料材に関する相談においても1件の相談において複数の具体的な相談区分に当てはまるものがあり、延べ件数は133件となった。具体的な相談内容を表したものが図一六である。



図一六 燃料材に関する相談内容の内訳(n=133)

相談内容の内訳をみると、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用に関する相談が全体の47%に当たる63件と約半数を占めた。令和6年度は、証明ガイドラインに関する相談が、全体の23%に当たる37件だったのに対し、令和7年度は件数でも170%に増加している。これは、先にも述べたとおり、木質バイオマス発電に関して令和8年度からライフサイクルGHG算定制度が義務化されるのに伴い、燃料供給側においても燃料材の供給過程における移動距離や移動手段などの情報提供が義務化されることによるものと考えられる。特に、令和5年4月における証明ガイドラインの改正以降、認定団体に対して制度の的確な運用に向けて認定事業者への周知、指導を徹底するよう要請してきたことから、認定団体からの相談が増加したことが要因である。

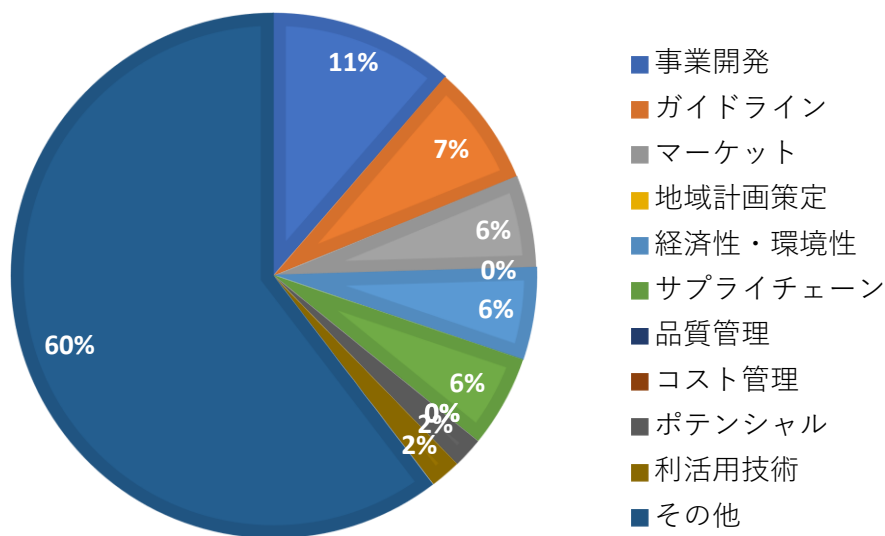
証明ガイドラインに関する相談以外では、燃料材のマーケットに関する相談が全体の10%に当たる13件、燃料材の品質に関する相談が全体の8%に当たる11件などとなっている。これらの相談は、新規参入を検討する企業からのものである。

また、その他の相談内容としては、輸入燃料材特に木質ペレットを扱おうとする事業者からの国内での支援措置や協力者の存在の有無を問い合わせるものが散見された。また、木質燃料材に関する資料の有無や燃料材の供給先を紹介して欲しいといったものもあった。これらの相談のうち、事業実施に直結する相談については、当該相談窓口が公的支援によるものであることを理解いただいた上で、公表資料の紹介にとどめることなどに留意した。一方で、「公園剪定枝の利用」に関する相談もあった。

#### (4) その他の相談内容

「その他」の相談件数は42件と令和6年度の56件に比べ4分の3に減少した。その他の相談にあっても具体的な相談内容が複数にわたるものがあることから、延べ件数は53件となっている。

具体的な相談内容を表したものが図-7である。



図ー7 その他に関する相談内容(n=53)

その他の相談内容をみると、事業開発に関する相談が全体の 11%を占めるが件数にすると 6 件でしかなく、全体に多岐にわたる相談内容となっている。

このため、その他のその他に区分した相談が全体の 55%に当たる 32 件となっている。具体的には、木質バイオマス全体に関する問い合わせ、我が国の木材需給全体に占める燃料材の見通しに関する問い合わせ、国の関連統計に関する問い合わせ、木質バイオマス事業に関する保険料率に関する問い合わせ、GX-ETS に関する問い合わせ、河川・海洋に漂流する木材の活用に関する問い合わせ、木質バイオマスに関する展示会・イベントの問い合わせ、講師派遣や研究者紹介の問い合わせなどがあつた。

### 1.1.3. 協会ホームページの充実と活用状況

#### 1) 協会ホームページの充実

協会ホームページ内に掲載している木質バイオマス関連データベースについて、令和 7 年度においても「木質バイオマス燃料材サプライチェーン実態調査」業務により、随時、以下の情報を収集及び集約し、データベースを更新し、その充実を図つた。

## ① 統計調査等のデータ

- ア 資源エネルギー庁 FIT 導入・認定に係る公表資料
- イ 資源エネルギー庁 FIT 制度に係る公表資料
- ウ 農林水産省 木材価格統計調査
- エ 財務省 貿易統計
- オ 石油情報センター 価格調査
- カ 日刊木材情報 チップ商況
- キ 農林水産省 木材需給報告書
- ク 農林水産省 特用林産物生産統計調査
- ケ 農林水産省 木質バイオマス利用動向調査

## ② 発電所リスト及び地図データの作成

資源エネルギー庁公表資料および日刊木材新聞社等の公表資料からバイオマス発電所のリストを作成した。

## 2) 協会ホームページ等の活用

相談窓口寄せられた問い合わせを分類ごとに整理して、共通して頻度の高い質問を一般化してFAQやデータベース等を更新し、木質バイオマス利用を検討する際に必要な情報を提供するなど、協会のホームページを通じて継続的に公表している。

また、「地域内エコシステム」リビングラボ事業によって構築した木質バイオマス熱利用支援サイト「WOOD BIO」の情報プラットフォームにおいても、導入事例の追加、燃料供給量及び燃料材価格、燃料材供給事業者、木質バイオマス事業への支援制度などについて、随時、情報の更新を行っている。また、沢辺攻岩手大学名誉教授のご協力により「木質バイオマス利用一口メモ」を定期的に掲載している。

さらに、平成7年度からは、SNS アカウントを取得し、協会の Facebook を構築し、積極的な情報発信に務めている。令和8年2月1日現在、協会の Facebook のフォロワー数は、1,585人にまで拡大している。

### 1.1.4. (参考) 令和6年度の相談件数

当「相談・サポート体制の構築」事業の成果報告書は、年度内に納品する必要があることから、例年、当該年度の1月末までの相談実績を取りまとめている。このため、事業実施期間である3月末までの相談件数を次年度成果公告書に参考として掲載することとした。

令和6年度の成果報告書で集約できなかった令和7年2月、3月の2か月間の相談件数は、表一3のとおり、31件となっており、令和6年度の全相談件数は254件と前年度よりも35件増加した。また、2月、3月における相談内容別の内訳をみると、「発電」が10件、「熱利用」が3件、「燃料材」が11件、「その他」12件となり、年度合計では、「発電」が91件、「熱利用」が16件、「燃料材」が130件、「その他」が57件となった。

表一4 相談窓口への問い合わせ件数(各年度 相談件数)

年 度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
相談件数	254	219	328	339	334	330
報告書件数 (年度1月末)	223	178	263	303	295	285
2月、3月分	31	41	64	36	39	45

表一5 相談内容内訳(令和6年度)(n=254)

	件数	相談内容(重複あり)				相談者の種別		
		発電	熱利用	燃料材	その他	企業	公的団体	個人
全件数	254	91	16	130	57	188	59	7
報告書件数 (年度1月末)	223	81	13	119	45	163	53	7
2月、3月分	31	10	3	11	12	25	6	0

### 1.1.5. 展示会での出張相談窓口の設置

問い合わせフォームやオンラインによる相談窓口対応とは別に、直接、相談者と面談できる機会として、国内で開催されるバイオマス関連の展示会において展示ブース内に相談コーナーを設け、出張相談窓口を開設し、対応を行った。

展示ブースでは、木質バイオマス発電や熱利用の導入状況、「地域内エコシステム」の普及に欠かせない木質バイオマス利用のポイントについて説明したパネルを要素別に配置し、来場者の理解が得やすいように配慮した。また、パネルの内容に対する質問等に積極的に対応するとともに、相談専用のテーブルを設け、時間を要する相談にも対応した。

相談内容としては、木質バイオマスのエネルギー利用に関する基礎的な理解を得ようとする内容から、国内の森林・林業との関係性に関するものまで多岐にわたった。特に、林地残材等未活用資源に関する質問が多く寄せられた。また、令和7年度は、木質ペレットの製造、販売を検討している事業者から、国内マーケットの現状を把握したいとする相談や需要者とのマッチング方法を知りたいとする相談が複数あったことが特徴的である。

展示会では協会が出展したブースに多くの来場者に立ち寄っていただいた。来場者は、協会が作成した木質バイオマスエネルギーに関するデータブックや各種導入ガイドブックなどの資料を手にとったり、パネル・展示サンプル等に関する詳細説明を求めたりするなど、木質バイオマスエネルギー利用に関する関心の高さを理解することができた。なお、令和7年度は、国際バイオマス展の開催が3月下旬となり、年度末の繁忙期であったにもかかわらず多数の相談者が来訪した。国際バイオマス展における協会ブースと出張相談窓口での相談の様子を図-8に示す。

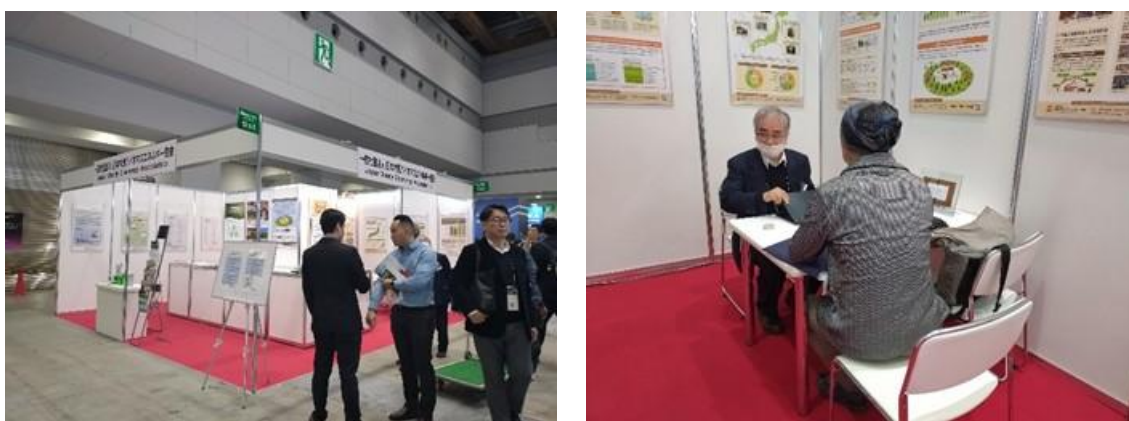


図-8 国際バイオマス展における出展ブースと出張相談窓口の様子

出張相談窓口を設置した展示会は表一5のとおりである。

表一6 出張相談窓口を設置した展示会

展示会名称	展示会開催期間	展示会開催場所
第11回 国際バイオマス展 春展	令和8年 3月17日～3月19日	東京ビッグサイト (東京都 江東区)

展示会における出張相談窓口の設置に加え、協会として広く周知したい事柄について、展示会でのオープンセミナーの機会を利用して説明している。令和7年度の展示会においては、令和8年3月18日に相談窓口への相談件数が最も多く、令和8年度から木質バイオマス発電に算定が義務化されるもライフサイクルGHGに関して「ライフサイクルGHG制度の実施について」と題して説明を予定した。しかし、セミナー枠を会員事業者に融通したことから資料の配布に変更した。

### 1.1.6. 木質バイオマスエネルギー関連資料の配布

相談窓口寄せられる内容には、木質バイオマスに関する基本的な内容についての問合せや地域で導入する際の意義など、「地域内エコシステム」の導入を推進する上でも、体系的な情報提供を積極的に行うことが求められている。

これまでの活動により、木質バイオマスエネルギーについて一定の認知は得られているものの、「地域内エコシステム」で想定されている地域における木質バイオマス熱利用の推進に対しての具体的な理解や認識が未だ十分に得られていない状況にあるものと思われる。

このため、令和7年度の協会実施事業によって作成したガイドブック、パンフレットに加え、これまでの「地域内エコシステム」で取り組んできた木質バイオマスエネルギーの活用に関する事業成果の一部である資料について、相談窓口へ照会の方や展示会等に来場した方に配布した。

### 1.1.7. まとめ

相談窓口への問い合わせは、平成25年から継続的に実施し、多くの国民から寄せられる問い合わせに的確に回答をしてきた。この結果、2050年カーボンニュートラルの達成に向けた木質バイオマスエネルギー利用に関する理解が醸成されてきたと考えられる。

こうした中、世界情勢の影響、円安など為替の変動、国内物価、人件費の高騰など、木質バイオマスを取り巻く環境は大きく変化し、相談にも新たな課題に対応する内容が増えつつある。

一方で、木質バイオマス燃料材の供給の安定性をいかにして確保するかというテーマはここ数年、継続して関心が高い。効率的な生産システムの在り方や木質燃料利用率の向上など事業者において様々な対策が講じられている中で、燃料材や証明ガイドライン運用に関する問い合わせ比率は高い状態が続いている。

木質バイオマス熱利用に関しては、木質バイオマス熱利用支援サイト「WOOD BIO」の本格的な運用が行われるようになったこともあって相談窓口への相談件数は減少傾向にある。しかし、「WOOD BIO」へのアクセス数の増加や交流プラットフォーム事業において提供する現地見学会や勉強会への応募状況をみると、決して木質バイオマス熱利用に対する人々の関心が低下したわけではないと理解できる。

これらの状況を受け、今後の方針としては、木質バイオマス燃料の安定供給体制の整備に向けて、効率的な林地残材の生産システムの実証や燃料材の流通、価格に関する情報の的確な把握に努め、その調査により得られた情報や知見を公表し、国内の安定的な燃料材供給システムを構築することに寄与することとしたい。これにより、既に導入されている木質バイオマスエネルギー施設の安定的な稼働を確保しつつ、燃料供給による安定的な収益確保につなげることで、より林業生産全体が拡大し、地域経済が成長していけるようになることを求めている。

さらに、令和6年度から本格運用が開始された「WOOD BIO」の実践サポートプラットフォーム事業とも連携して、木質バイオマス熱利用の導入に取り組む主体が抱える実践的な課題の解決に向け、専門家による技術支援を行うなどより機動的に運用していく。

また、これらの相談対応・支援を効果的に実践するために、相談窓口への問い合わせ内容について分析を行い、需要者の抱える課題について把握し、必要な情報を的確に提供できる体制を維持していくことが必要である。

木質バイオマスエネルギーに関する相談窓口への問い合わせでは、多くの皆様にホームページ上で提供している各種の情報が認知され、それぞれの事業活動の参考になっているとの声が寄せられている。木質バイオマスエネルギー利用がより地域の活性化に資する事業として普及・拡大し、脱炭素化社会の実現と地域資源である森林の有効活用による林業の活性化を実現できるよう「相談・サポート体制の構築」事業を今後も継続的に取り組んでいくこととしたい。

### 1.1.8. 付録資料

令和7年度に実施する予定であったセミナーにおける説明資料（配布に変更）である。



## CONTENTS

1. 木質バイオマス発電の現状
2. ライフサイクルGHGの取扱い
3. 改正CW法の施行



1. 木質バイオマス発電の現状
2. ライフサイクルGHGの取扱い
3. 改正CW法の施行

ヤマモミジ (久住山・大分)

3

1. 木質バイオマス発電の現状



木質バイオマス発電とFIT制度

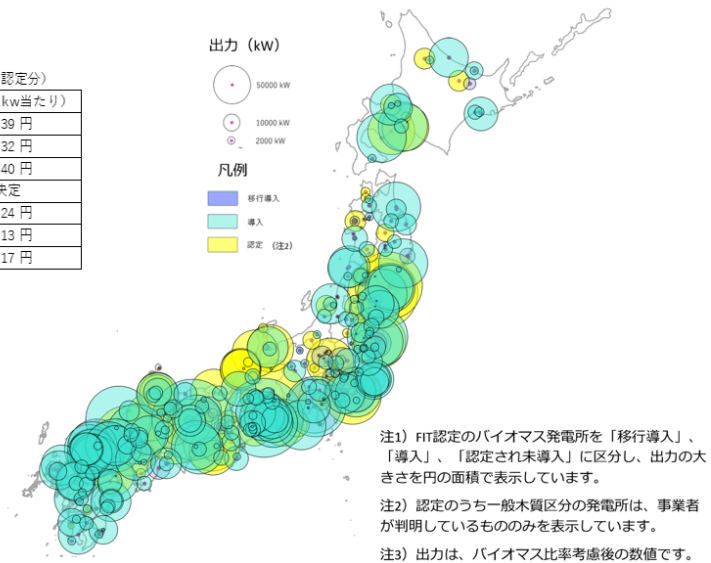
2012年7月、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (FIT法)」が施行

2025年3月末現在

表 固定価格買取制度による買取価格 (バイオマス発電2022年認定分)

調達区分	調達価格 (1kw当たり)
メタン発酵ガス (バイオマス由来)	39 円
間伐材由来の木質バイオマス	2,000kW以上 32 円 2,000kW未満 40 円
一般木質バイオマス	10,000kW以上 入札により決定 10,000kW未満 24 円
建設資材廃棄物	13 円
一般廃棄物。その他のバイオマス	17 円

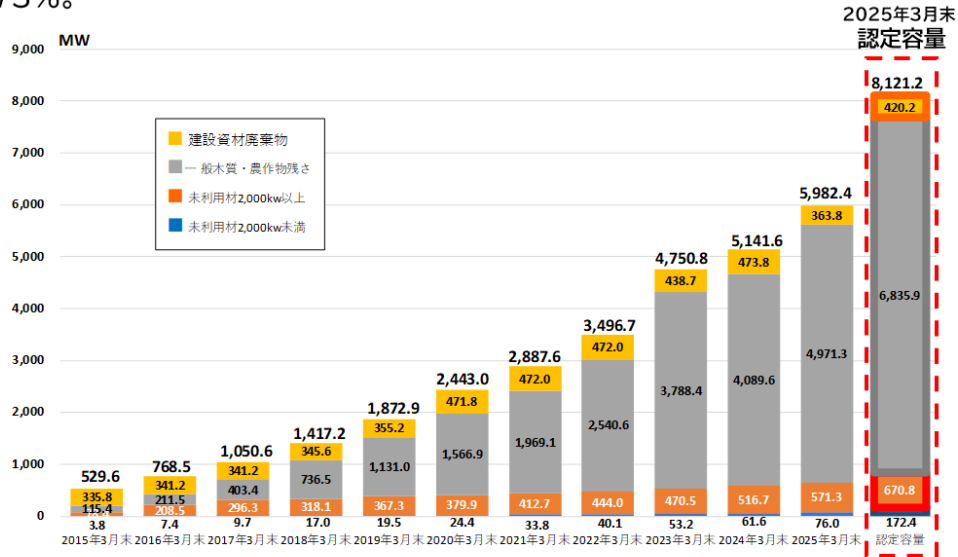
現在、2,000kw未満の発電における間伐材由来の木質バイオマス燃料とした電気は40円/kw (一方、消費者が取得する電力料金は約35円/kw(2026年1月))





## FIT/FIPの木質バイオマス発電導入容量の推移と認定容量

- ・木質バイオマス発電の導入容量は、一般木質・農作物残さを中心に着実に増加。
- ・認定容量に対する導入容量の割合は、未利用材由来が77%、一般木質・農作物残さは73%。

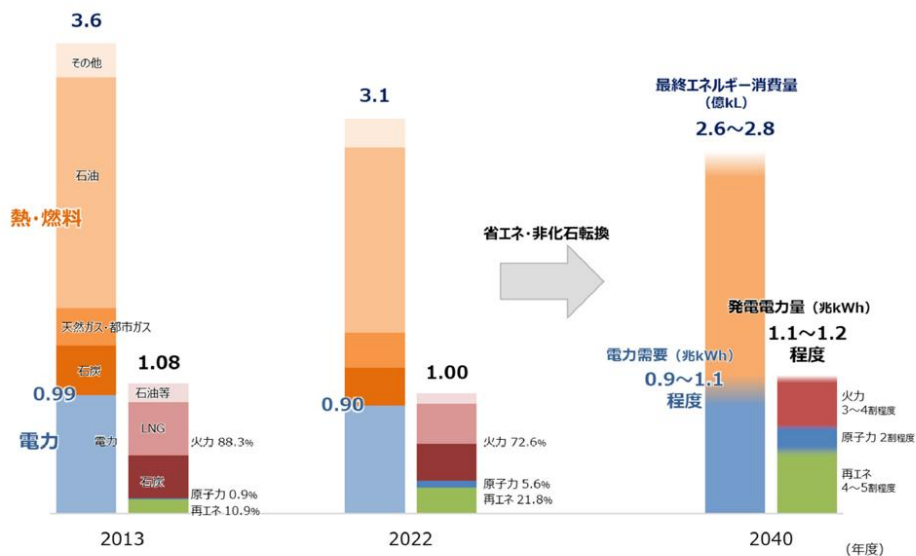


木質バイオマス発電導入容量の推移と認定容量



## エネルギー需給の見通し

- 第7次エネルギー基本計画(原案)令和6年12月17日公表
- ・2040年度におけるエネルギー需給の見通し



(注) 左のグラフは最終エネルギー消費量、右のグラフは発電電力量であり、送配電損失量と所内電力量を差し引いたものが電力需要。



## 第7次エネルギー基本計画での電源構成見通し

- ・2040年度の発電電力量はAIの普及等により現状よりも拡大する見通し。
- ・電源構成別にみると再生可能エネルギー電力が4～5割程度を占め、バイオマスは5～6%となる見通し。

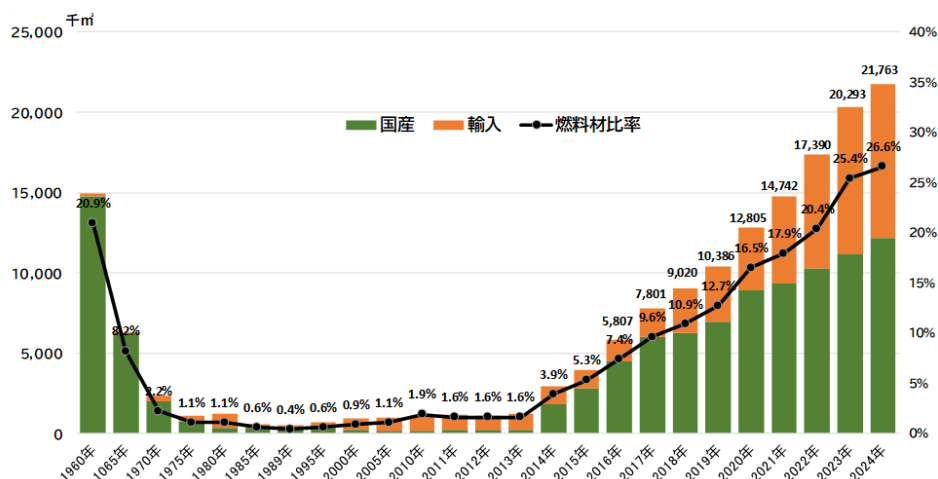
		2023年度 (速報値)	2040年度 (見通し)
エネルギー自給率		15.2%	3～4割程度
発電電力量		9854億kWh	1.1～1.2兆kWh程度
電源構成	再エネ	22.9%	4～5割程度
	太陽光	9.8%	23～29%程度
	風力	1.1%	4～8%程度
	水力	7.6%	8～10%程度
	地熱	0.3%	1～2%程度
	バイオマス	4.1%	5～6%程度
	原子力	8.5%	2割程度
火力		68.6%	3～4割程度
最終エネルギー消費量		3.0億kL	2.6～2.7億kL程度
温室効果ガス削減割合 (2013年度比)		22.9% ※2022年度実績	73%

第7次エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)



## 我が国の燃料材(木質バイオマス)需要量の推移

- ・FIT制度の導入以降、燃料材(木質バイオマス)の需要量は急速に拡大、2023年に20,000千m<sup>3</sup>を上回り、2024年には22,000千m<sup>3</sup>に迫る状況。
- ・国内の木材総需要量に占める燃料材の比率は27%にまで上昇。

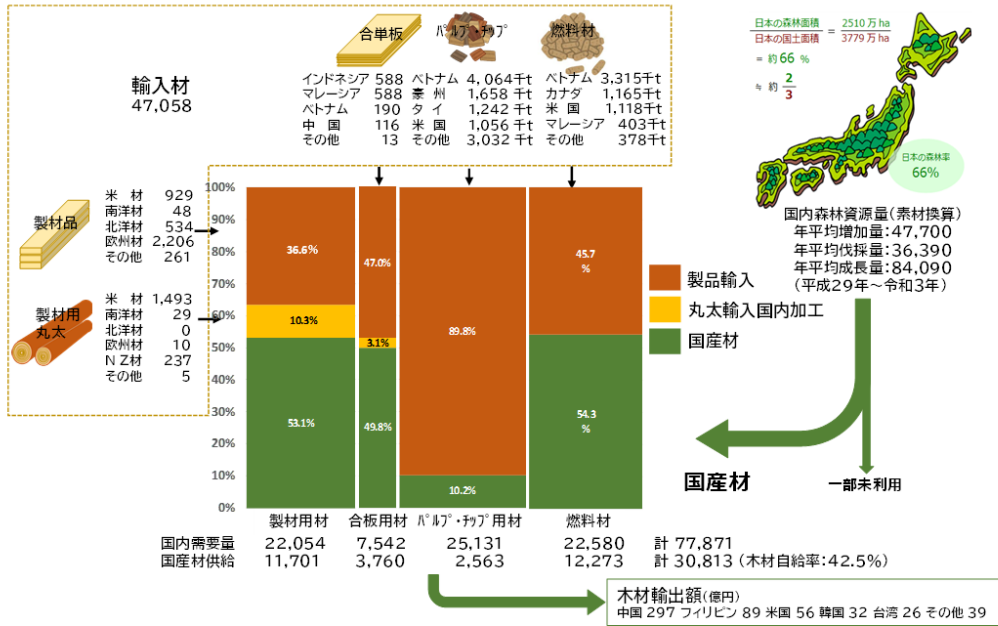


資料: 林野庁「木材需給表」

図 我が国の燃料材需要量の推移



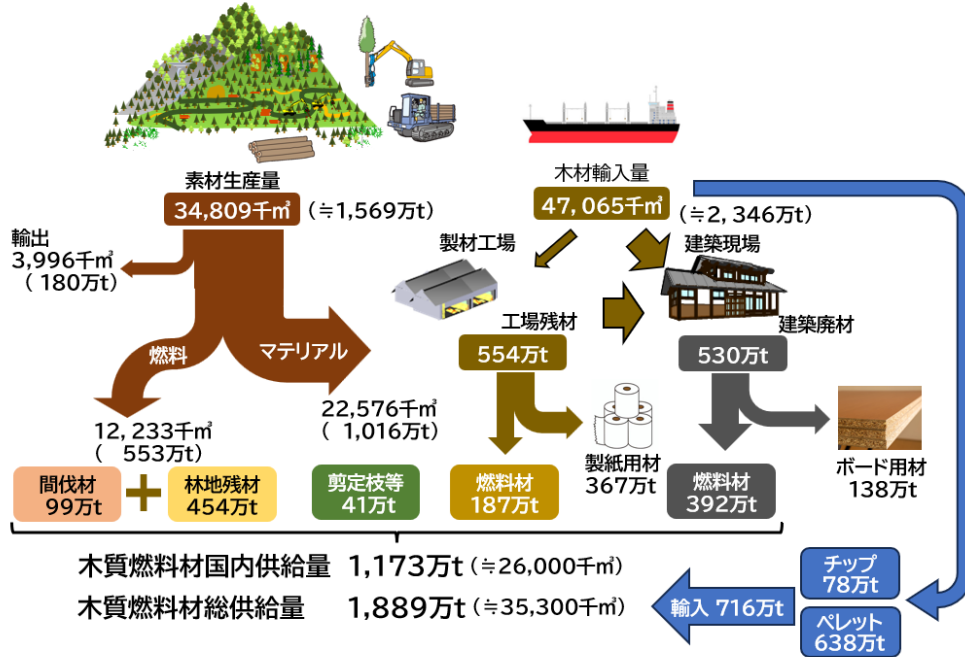
# 我が国の用途別木材需要量と供給の内訳(2024年)



資料: 林野庁「木材需給表」、「森林資源現況調査」、財務省「貿易統計」  
 注1: 数字は丸太換算値であり、バルブ・チップ、燃料材の輸入量、木材輸出額を除き単位は千m<sup>3</sup>である。  
 注2: 素材歩留まりは75%とした。



# 木質バイオマス燃料材の需給構造(2024年)



資料: 農林水産省「バイオマス種類別の利用率等の推移」、「木材需給報告書」、「木質バイオマスエネルギー利用動向調査」、「特用林産物生産統計調査」

1. 木質バイオマス発電の現状
2. ライフサイクルGHGの取扱い
3. 改正CW法の施行

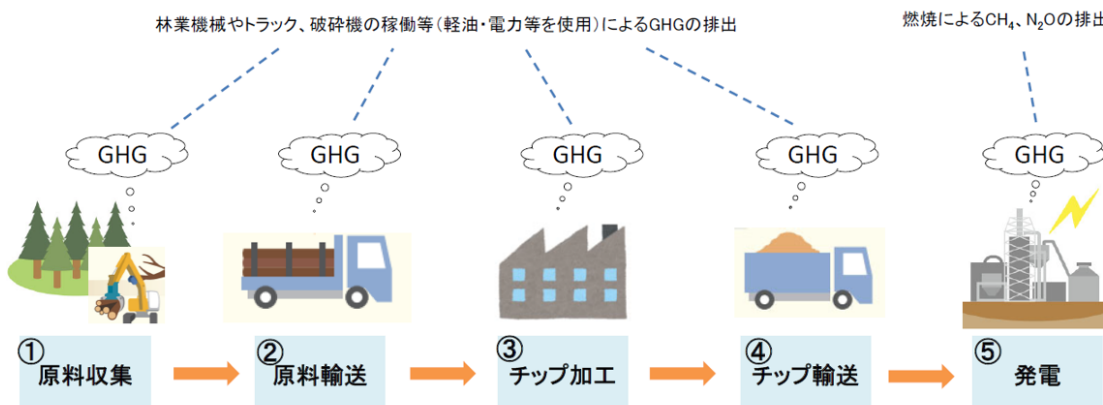
カラマツ (三頭山・東京)

11

## 2. ライフサイクルGHGの取扱い



### ライフサイクルGHG導入の背景



カーボンニュートラルな燃料である木質バイオマスにあっても、  
燃料材の収集、加工、輸送に伴い多くのGHG排出が懸念  
➔FIT/FIP制度の下でサプライチェーン全体でGHG排出抑制を目指す



2022年4月、経済産業省バイオマス持続可能性WG「第2次中間整理」



## ライフサイクルGHGの概要

考え方:一定の条件を満たすバイオマス発電案件※

ライフサイクルGHGを算定し、  
火力発電2030年目標(180g-CO<sub>2</sub>eq/MJ電力)に比べ  
70%減の**54g-CO<sub>2</sub>eq/MJ電力**までにすること  
(2029年までは50%減の90g-CO<sub>2</sub>eq/MJ電力)

### 2023年度 「木質バイオマスライフサイクルGHGに関する基準」の適用制度の開始

燃料に係るGHG確認

- ・輸入バイオマス:第3者認証の取得
- ・国産バイオマス:[証明ガイドラインを活用したGHG基準への適合確認](#)

(経過措置:2026年3月までサプライチェーン各社の認定等の取得を猶予)

- ※・2022年度以降にFIT/FIP認定を受けた1,000kW以上の案件
- ・2021年度までのFIT/FIP認定で、2022年度以降に燃料計画の変更認定を受ける1,000kW以上の案件
- ・対象外の1,000kW以上案件にあつては、2024年度から自主的取組として実施



## ライフサイクルGHGの算定方法

国内木質バイオマス

木質チップ、木質ペレットについて、以下の原料種ごとに**既定値**を設定

- ①林地残材等
- ②その他伐採木(燃料生産を主目的に栽培された立木)
- ③製材等残材

木質チップの場合

林地残材等:

- A** マテリアル用材生産の付随的  
性格から、栽培工程は算定外
- B** 収集に係るGHGは算定
- C、E** 原木、チップ輸送は算定

その他伐採木:

- F** 栽培工程を算定
- G、H** 原木、チップ輸送は算定

製材等残材:

- I** 加工工程以前は算定外
- J** チップ輸送のみ算定

表 国内木質チップのライフサイクルGHG既定値(g-CO<sub>2</sub>eq/燃料)

工程	林地残材等	その他伐採木	製材等残材
栽培工程	-	1.11	-
輸送工程(林地残材収集)	1.65	-	-
輸送工程(原木輸送)	-	下表を参照	-
加工工程(破砕)	-	0.63	-
輸送工程(チップ輸送)	-	下表を参照	-
発電	-	0.41	-

表 輸送工程(原木輸送)既定値

輸送方法	10km 原単位
トラック最大積載量	
1 トン車以上	1.50
2 トン車以上	0.96
4 トン車以上	0.61
10 トン車以上	0.34
20 トン車以上	0.22
内航船	
空荷の復路を含む	0.091
往路のみ	0.051

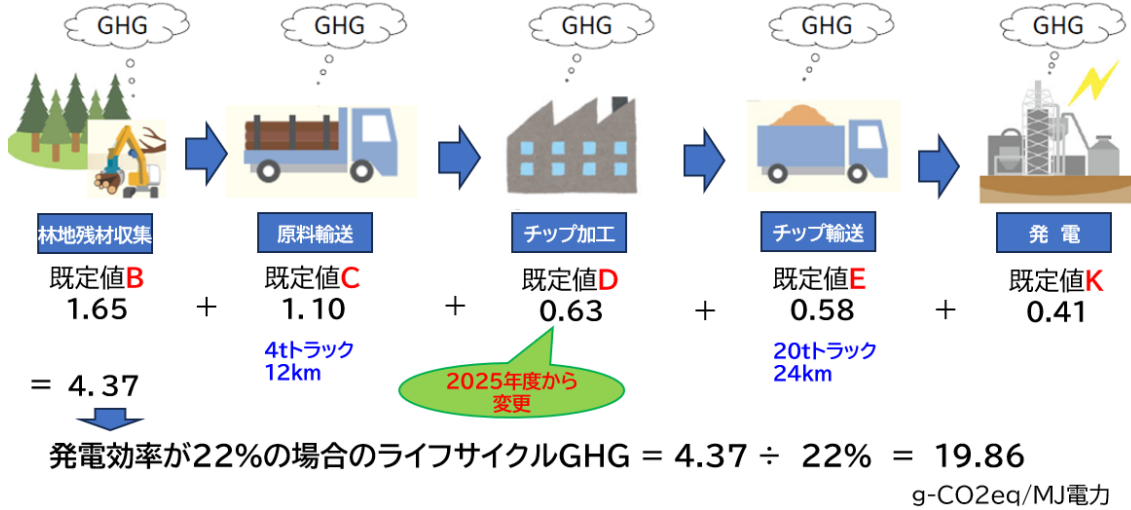
表 輸送工程(チップ輸送)既定値

輸送方法	10km 原単位
トラック最大積載量	
1 トン車以上	1.16
2 トン車以上	0.74
4 トン車以上	0.47
10 トン車以上	0.26
20 トン車以上	0.17
内航船	
空荷の復路を含む	0.070
往路のみ	0.040



## ライフサイクルGHGの算定例

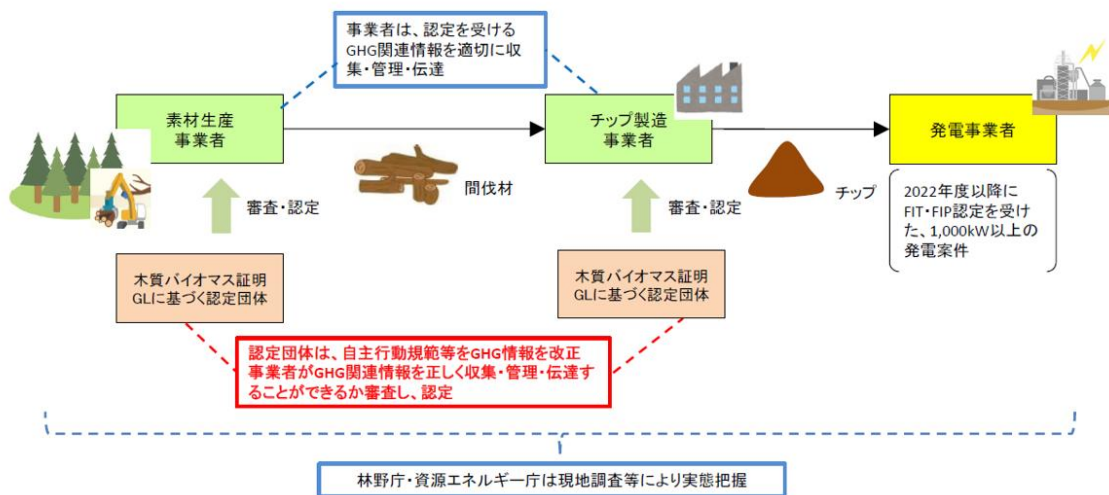
林地残材を収集して、4tトラックで12km離れたチップ工場に運び、チップ加工した上で、チップを20tトラックで24km離れた発電所に輸送する場合のライフサイクルGHGの算定は以下のとおり。



2030年目標 54g-CO<sub>2</sub>eq/MJ電力 > 19.86g-CO<sub>2</sub>eq/MJ電力



## 国内木質バイオマス燃料のGHG情報の管理・伝達





# バイオマス証明へのGHG情報の追加(素材生産事業者)

様式例(素材生産事業者が発行する書面)

別記1 伐採段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例  
例1 民有林からの出材の場合

番 号  
令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

〇〇(販売先) 殿 〇〇素材生産事業者  
認定番号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 間伐材等由来の木質バイオマスの種類(間伐材、保安林から出材された木材、森林経営計画対象森林から出材された木材のいずれかを記載。間伐材に、除伐によるものを含む場合は、その旨を記載。)

2. 伐採許可(届出)年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等

3. 物件(森林)所在地

4. 樹種

5. 数量

6. GHG関連情報(GHG基準適用条件への国内木質バイオマス供給の場合)

(1) 原料区分  
林地残材等 その他伐採木

(2) 原料輸送区分  
トラック最大積載量: 1t車以上 2t車以上  
4t車以上 10t車以上 20t車以上  
輸送距離: 10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下  
100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

GHG関連情報(2)原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位(切り上げ)の情報を伝達することでもよいため、記載方法として、チェックボックスの追加記載(例えば、250km以下、350km以下など)や10km単位での数値記入欄の設定(例えば、「[ ]0km」)が可能。  
内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離(10km単位(切り上げ)でも可)と積荷状況の区分(「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」)を追加記載する。  
その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除(例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除は不要、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など)が可能。

<参考:既定値区分の定義>

ライフサイクルGHG既定値区分	定義	基本的な確認方法(国内木質バイオマス)
製材等残材	木材の加工時等に発生する、薪材、おがくず、削屑等の残材	由来証明/製材等残材となるもの
林地残材等	用材生産を主目的とする伐採により発生する製材材(薪材、枝葉を含む)、間伐材等。その他、エネルギー-利用目的以外の伐採等により発生する原産物や自然災害による被害木、別定核、タム茂木等(廃棄物の場合を除く)。	ライフサイクルGHG既定値区分/製材等残材/「その他伐採木」以外の木質バイオマス
その他伐採木	エネルギー-利用を目的とする伐採により発生する木質バイオマス	出票、伐採跡が20年以下で主伐する場合(伐採跡等で確認)をエネルギー-利用を目的とする伐採とみなす



# バイオマス証明へのGHG情報の追加(チップ製造事業者)

様式例(チップ製造事業者等が発行する書面)

別記2-1 加工・流通段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例

番 号  
令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

〇〇(販売先) 殿 〇〇素材生産事業者  
認定番号

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種

2. 数量

3. GHG関連情報(GHG基準適用条件への国内木質バイオマス供給の場合)

(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分  
チップ加工  
ペレット加工(乾燥に化石燃料利用)  
ペレット加工(乾燥にバイオマス利用)

(3) 製品輸送区分  
トラック最大積載量: 1t車以上 2t車以上  
4t車以上 10t車以上 20t車以上  
輸送距離: 10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下  
100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ GHG関連情報(3)製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位(切り上げ)の情報を伝達することでもよいため、記載方法として、チェックボックスの追加記載(例えば、250km以下、350km以下など)や10km単位での数値記入欄の設定(例えば、「[ ]0km」)が可能。  
内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離(10km単位(切り上げ)可)と積荷状況の区分(「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」)を追加記載する。  
その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除(例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除は不要、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など)が可能。

(Q&A 答13)

GHG対応に係る団体認定を取得した事業者に対しては、そのことが判別できるような認定番号を発行してください。

【具体例】 従前 : 全林林 068号  
GHG後 : 全林林 068G号 → Gを追加

## GHG対応の認定に係る変更点

GHG対応の認定に係るバイオマス証明ガイドラインの主な改正点(下線部)

項目	内容
認定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別管理(分別保管に必要な場所があること、分別管理の方法を定めていること)</li> <li>・(国内木質バイオマスについての)GHG関連情報の管理等の方法を定めていること</li> <li>・帳票管理(入出荷等の情報整理、関係書類の5年間保存)</li> <li>・責任者の選任</li> </ul>
認定審査(3年ごと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定団体は、事業者から提出された申請書に基づき書類審査し、必要がある場合は現地審査を実施する。ただし、GHG対応に係る初回の認定審査については現地審査を実施する(オンラインによる方法も可)。</li> </ul>
検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定団体は、認定事業者に対して、ガイドラインの運用状況について検査することができる。ただし、GHG対応に係る認定を受けた事業者に対しては、毎年度書類検査を実施する。</li> </ul>
認定事業者の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定団体は、認定事業者の名称、認定番号(GHG対応の認定を受けた事業者については、それが判別できる番号)、認定年月日、を団体HP等に公表。</li> </ul>
認定事業者からの実績報告の取りまとめ・公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定団体は、認定事業者からの実績報告(GHG対応に係る実績を含む)を取りまとめてその概要を公表。</li> </ul>

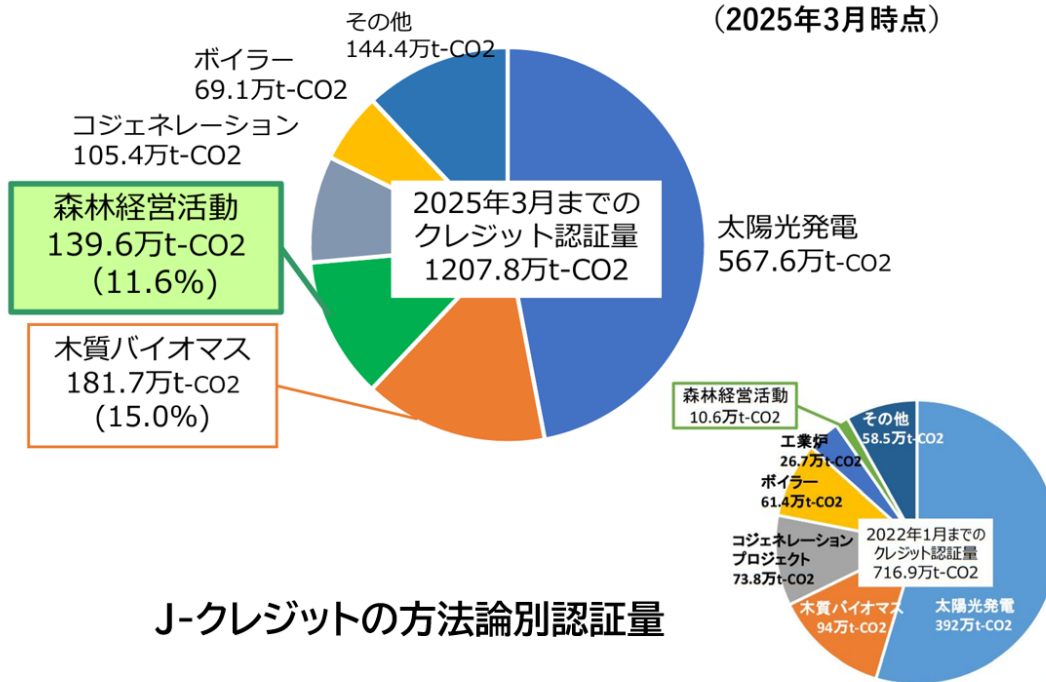
※下線部が現行のバイオマス証明ガイドラインからの追加事項(ライフサイクルGHG確認の適用対象となる発電施設(2022年度以降にFIT・FIP認定を受けた1,000kW以上の発電案件)への燃料供給に関わる事業者を認定する際に適用される項目)

## J-クレジット制度の概要

(経済産業省・環境省・農林水産省が共同で運営)



## J-クレジットの方法論別認証量



## J-クレジットの方法論別認証量

## エネルギー利用目的別の内訳

木質バイオマス J-クレジットのみ（移行分を除く）2025.1までの累計  
【通常型】

		電力	電力+熱	熱	合計
認証回数		9	6	120	135
認証量 (万tCO2)		56.9	14.0	50.8	121.7
エネルギー量	再エネ電力 (GWh)	582.7	45.1		627.8
	再エネ熱 (TJ)		2,062.5	7,928.5	9,991.0

申請1回当たりのクレジット認証量  
電力利用のプロジェクト > 熱利用のプロジェクト

プログラム型は全て再エネ熱代替

- 認証回数：18回
- 認証量：0.8万t-CO2
- 再エネ熱：104.5TJ



## GX-ETSの本格稼働によるJ-クレジット需要の増加

改正GX推進法（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律）が2025年5月28日、参議院本会議で可決、成立

- 2026年度から開始する排出量取引制度（GX-ETS）では、CO2の直接排出量が前年度までの3カ年平均で10万トン以上の法人（単体）が対象（300～400社程度、カバー率は我が国におけるGHG排出量の60%近くになる見込み）
- 制度対象事業者は、毎年度、自らのCO2の直接排出量を算定し、これと等量の排出枠の償却を行うことが義務付けられる
- 中小企業を含めた制度対象外の事業者による脱炭素投資の促進や、制度対象事業者が自らの製品・サービスを通じてスコープ3における排出削減を行うことで生まれる環境価値を制度内に取り込む観点から、政府が運営するJ-クレジット・JCMの活用を認める（J-クレジットの使用可能量に一定の制限を設けるかについては別途検討）

$$\text{排出量実績 (償却義務量)} = \text{エネルギー起源CO2 (燃料の利用に係るCO2排出)} + \text{非エネルギー起源CO2 (工業プロセスにおける化学反応等に由来するCO2排出)} - \text{クレジット無効化量 (J-クレジット・JCMクレジットの無効化量)}$$

第14回GX実行会議資料より

JWBA Proprietary

23

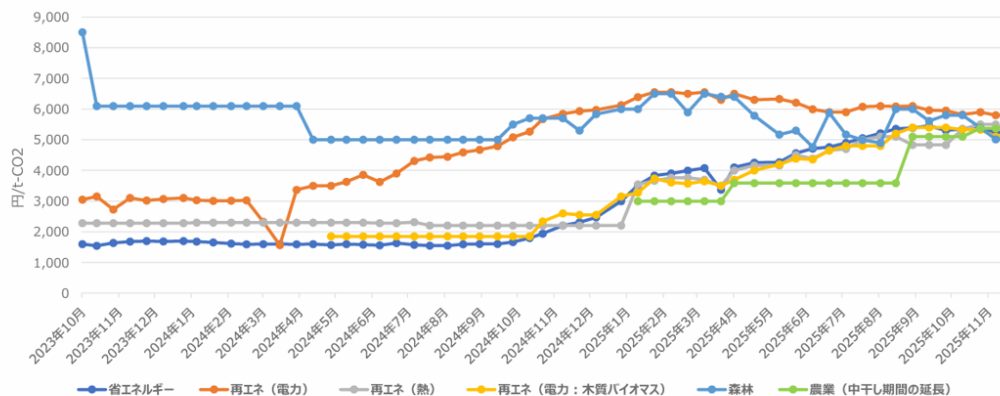


## カーボン・クレジット市場での取引価格の推移

- ・再エネクレジット(電力)は、市場開設当時約3,000円で取引されていたところ、今年に入り約2倍の6,000円程度にまで上昇。
- ・同様に、再エネ熱、木質バイオマス電力も約5,000円にまで上昇。
- ・一方、森林クレジットは約9,000円から約5,000円に低下。

2025年12月1日時点

各クレジット区分加重平均価格の推移



(出典)東京証券取引所カーボン・クレジット市場における取引結果をもとに経産省で作成

JWBA Proprietary

24



- 1. 木質バイオマス発電の現状
- 2. ライフサイクルGHGの取扱い
- 3. 改正CW法の施行

25

### 3. 改正CW法の施行



## クリーンウッド法制定、改正の背景

- (1) 違法伐採問題への対応の機運が国際的に高まり、各国で関連法が制定
- (2) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(以下「クリーンウッド法」という。)は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として、平成28年に成立(平成29年5月施行)
- (3) 更なる取組の強化を目的に、川上・水際の木材関連事業者の合法性確認を義務化する等の改正法が令和5年に成立(令和7年4月施行)

#### ■ クリーンウッド法をめぐる経緯

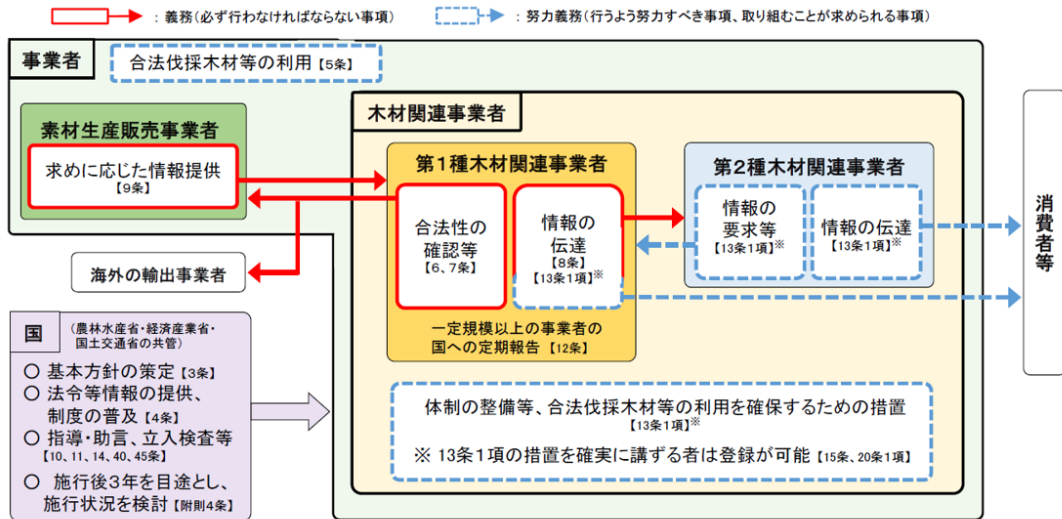
国際的な動き 国内の動き

平成17 (2005) 年	グレンイーグルズサミット (英国)	「サミット行動計画」で違法伐採への取組を明記 我が国は「日本政府の気候変動イニシアティブ」として、政府調達等において違法伐採対策に取り組むことを表明
平成18 (2006) 年	グリーン購入法基本方針改定 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」策定	政府調達に係るガイドラインを世界に先駆けて策定
平成20 (2008) 年	洞爺湖サミット 欧米等における法律の制定	首脳宣言で違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性を明記 (米) レイシー法 (平成20年) (欧) EU木材規則 (平成25年) (豪) 違法伐採禁止法 (平成26年)
平成28 (2016) 年	伊勢志摩サミット クリーンウッド法成立	
令和4 (2022) 年	G7宮崎農業大臣会合 第5回 APEC林業担当大臣会合 (タイ)	違法伐採の根絶に向けた取組を課題として取り上げ
令和5 (2023) 年	広島サミット 改正クリーンウッド法成立	



## 改正クリーンウッド法の概要

- (1) 事業者は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) 木材関連事業者は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による登録を受けることが可能
- (4) **第1種(川上・水際)木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**



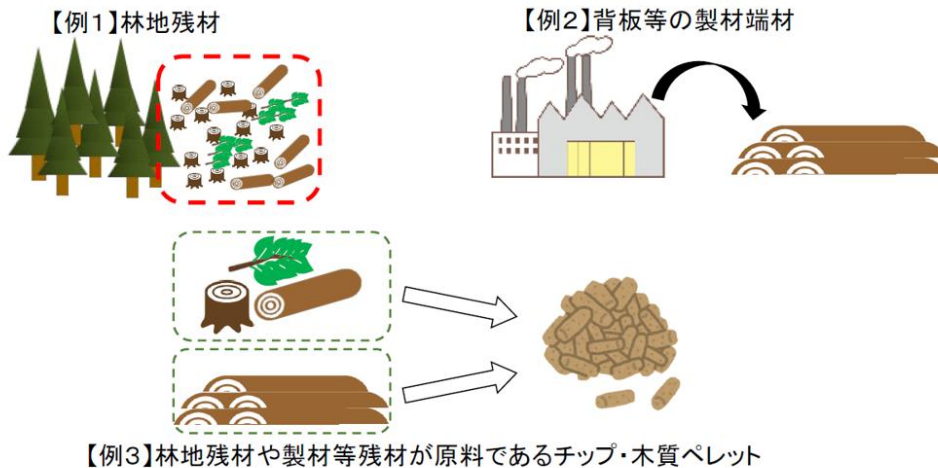
JWBA Proprietary

27



## 林地残材、製材端材の扱い

- 【現行法】林地残材や製材残材等は対象外
- 【改正法】以下は法の対象
- ① 譲渡す目的で収集した林地残材や製材等残材
  - ② ①が原料である木材等



これらの物品を他の事業者へ譲渡す場合は、国産・輸入問わず改正法の義務等の対象

JWBA Proprietary

28



## 義務対象となる事業者の考え方

- 義務対象となるのは、木材等の譲渡しの決定に直接関わる事業者
  - ① 木材等の所有権の有無は、義務対象となるかに影響しない（販売受託も義務対象となり得る）
  - ② 自家消費等の流通に関与しない場合は、木材関連事業者に該当せず、義務対象とならない

### 1. 素材生産販売事業者

素材の生産及び流通について、譲渡し先や譲渡しの方法を主体的に決定する者が該当

※ 伐採のみを行う事業者は、伐採木の売却等の判断を行わないため該当しない

(1) 所有する樹木について、譲渡し先等を自ら決定する樹木の所有者

- ① 自ら伐採及び販売（販売の委託を含む）を行う自伐林家
- ② 伐採のみ委託し、販売（販売の委託を含む）は自ら行う樹木の所有者

(2) 樹木の所有者から、当該樹木の譲渡し先等の決定を委ねられた事業者

- ・ 伐採と販売（販売の再委託を含む）の両方を受託した素材生産事業者等

### 2. 木材関連事業者

木材等の譲渡しを行う等、流通に関与する事業者が該当

※ 木材等を自家消費する事業者は譲渡しを行わないため、基本的に木材関連事業者に該当しない

例外として、**建築・建設事業者、FIT・FIP認定事業者は木材関連事業者に該当する**

※ 加工や物流のみを担う事業者は、譲渡し先等の決定権をもたないため、木材関連事業者に該当しない

(1) 第1種木材関連事業者（以下、「第1種事業者」）

素材生産販売事業者や海外の輸出事業者から木材等を譲受ける等、国内市場に最初に木材等を持ち込む者（詳細後述）

(2) 第2種木材関連事業者（以下、「第2種事業者」）

第1種木材関連事業以外の事業を行う木材関連事業者



## 国産材の場合の義務対象の考え方

- (1) 原木市場等の素材流通事業者、山元から「直送」を受ける製材工場、加工まで行う樹木の所有者等、国内市場に木材を最初に流通させる者が第1種事業者
- (2) 第1種事業者に素材の譲渡し（委託を含む）を行う者が素材生産販売事業者

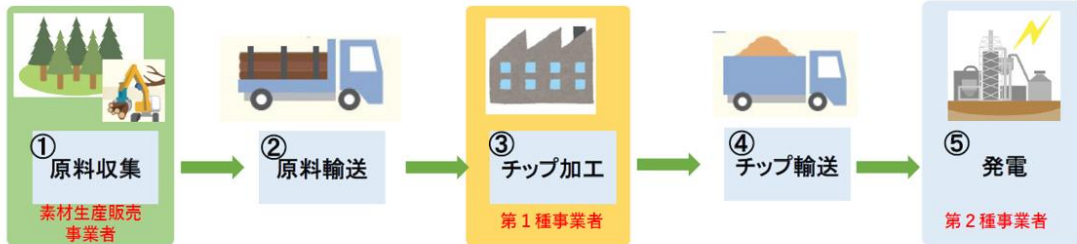
: 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象)  
 : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)  
 : 第2種事業者  
 : その他の事業者等

類型	類型的解説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
		樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者	
① 自伐タイプ	・ 樹木の所有者が、伐採と販売の両方を行う場合	自伐林家、立木買いの素材生産事業者		原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
② 伐採・販売請負タイプ	・ 樹木の所有者が、同一の事業者にて伐採から販売まで委託する場合	森林所有者、立木購入者	伐採～販売まで一環で請負う事業者	原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
③ 自社林所有工場タイプ	・ 樹木の所有者が、伐採と販売のいずれも行い、加工まで行う場合	自社林を有する製材工場等				製材工場、流通事業者、建築事業者等

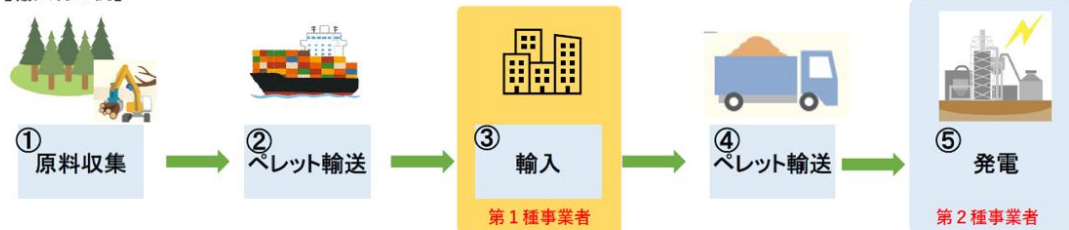
# 木質バイオマス発電における事業者の位置づけ

- (1) チップ加工業者、発電事業者※は木材関連事業者に位置付けられる
- (2) 素材生産販売事業者(伐採者)から直接原木を譲り受ける事業者や輸入事業者が第1種事業者
- (3) 輸送のみを行う事業者はCW法における位置付けはなし ※FIT・FIP認定事業者に限る

【国産材の例】



【輸入材の例】

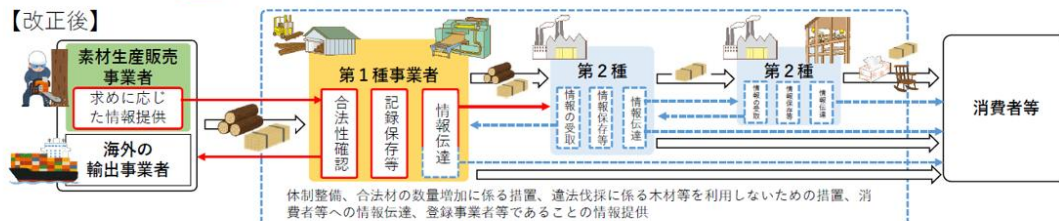


# 木材譲り渡しに係る義務、努力義務

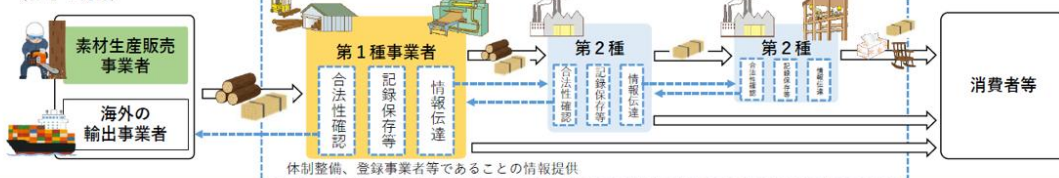
素材生産販売事業者	第1種事業者	第2種事業者
<b>【義務】</b> 第1種事業者の求めに応じた情報の提供	<b>【義務】</b> ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達  <b>【努力義務】</b> ①体制の整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	<b>【努力義務】</b> ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達  ③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④消費者等への情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供

⇒ : 木材等の流れ    → : 義務    - - - : 努力義務

【改正後】



(参考：現行)



## FIT/FIP認定事業者、建築事業者の取扱い

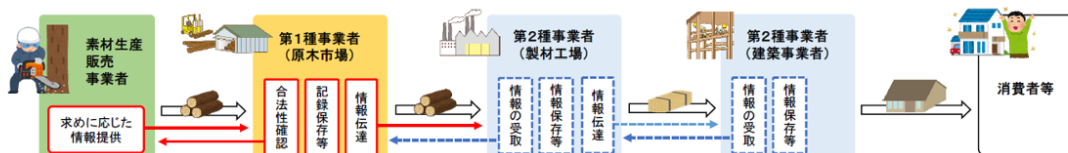
- (1) 建築・建設事業者※1、FIT/FIP認定事業者※2は木材等の譲渡しを行わないが、例外的に木材関連事業者に該当
- (2) 建築物、電気等は対象物品ではないため、譲渡しをする場合の情報伝達の義務等の対象外
- (3) 木材等を譲受ける場合の合法性の確認、記録の作成・保存の義務等の対象であることに留意

⇒ : 木材等、建築物、電気の流れ    □ : 義務    □ : 努力義務

【例：FIT/FIP認定事業者が素材生産販売事業者から素材を購入し、電気を販売する場合】



【例：建築事業者が製材工場から木材を購入し、建築物を販売する場合】



- ※1 型枠用合板を用いて型枠工事を行うなど、木材等を仮設資材として利用する場合は木材関連事業者には該当しない
- ※2 PKSを用いて発電を行うなど、対象物品である木材等を譲り受けていない場合は木材関連事業者には該当しない

## 原材料情報の収集・整理義務

- (1) 第1種事業者は原材料情報を収集・整理する義務
- (2) 義務として収集すべき情報(原材料情報)は、樹種、伐採地域、証明書の3つ

### 1. 樹種

(1) 取引において通常用いている名称

- ① 国産材: 伐採造林届出書に記載されている樹種等
- ② 輸入材: ベイマツ、ユーカリ等

(2) 取引先に提供を求めず、自ら樹種の特定を行うことにより、樹種情報を収集することも可能

### 2. 伐採地域

(1) 国産材: ①から③のいずれか。①国産 ②都道府県 ③市町村 など

(2) 輸入材: 国名(「台湾」等の地域名は可、「アジア」といった国の範囲を超える地域名は不可)

### 3. 証明書

以下の書類を使用することができる(詳細は別紙)

(1) 国産材: ①伐採造林届出書 ②森林経営計画認定書 ③保安林における許可書・届出書 ④国有林における林産物売買契約書 ⑤伐採造林届出書適合通知 ⑥森林認証材であることを示す書類(SGEC、FSC等) ⑦合法木材GLIに基づく合法木材証明書 など※

※ 森林外の樹木(屋敷林等)はCW法の対象外のため、義務は生じない(CW法に準じた確認等を行った場合、合法性確認木材として扱うことができる)

(2) 輸入材: ①各国が発行する証明書 ②森林認証材であることを示す文書(PEFC、FSC等) など

(3) 複数の証明書を入手可能な場合も想定されるが、少なくとも1つ収集すれば義務を履行したとみなす

※1 原材料情報の提供を求める手法は問わない(書面でも、口頭でもよい)

※2 樹種・伐採地域については収集する情報の媒体は問わないが、証明書は書面(電子可)が必要

※3 原材料情報が収集等できなかった場合も、収集行為を行ったことが分かるようにしておくことが重要

※4 自ら所有する樹木を伐採し加工を行う場合など原材料情報があらかじめ手元にある場合は、「収集」ではなく「整理」を行う

## 伐採届の活用例

**伐採及び伐採後の造林の届出書**

年月日

市町村長 殿

住所

届出人 氏名

**原材料情報：証明書**

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定により届け出ます。  
 本伐採は届出者である（のうち）〇〇が所有する立木（又は長期受委託者所有する立木）を伐採するものです。

1 森林の所在場所

尾鷲市	町	大字	字	地番
尾鷲郡	村			

2 伐採及び伐採後の造林の計画  
 別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

**原材料情報：伐採地域**

**伐採計画書**

(別添)

(伐採する者の住所・氏名)

1 伐採の計画

伐採面積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種	ヒノキ		
伐採の期間			
集材方法	集材路(幅員・延長)		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m	延長 m

2 備考

**原材料情報：樹種**

※伐採造林届出書は原材料情報の証明書として活用可能ですが、樹種及び伐採地域も記載されているので、これ1枚で3つの原材料情報全てを提供することができます

## バイオマス由来証明の活用例

**バイオマス由来証明書**

〇〇林産

間伐材等由来の木質バイオマスです。

- 伐採許可(届出)年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
- 森林所在地
- 伐採面積
- 樹種
- 数量
- GHG関連情報

**原材料情報：伐採地域**

**原材料情報：樹種**

添付：森林経営計画認定書の写し

**原材料情報：証明書**  
 この例では、バイオマス由来証明に添付した森林経営計画認定書の写し

※ CW法の原材料情報3つはバイオマス由来証明の記載事項と添付書類でカバーされます

※ CW法では素材生産販売事業者の役割は情報提供のみです(証明、合法性確認は不要)



# バイオマス証明を兼ねた納品書の活用例

納品書

〇〇発電所  
〇〇〇〇部署  
代表 林野 太郎 様

発地 (出荷場所) 〇〇チップ製造事業者 〇〇工場  
着地 (納入場所) (株) 〇〇〇 〇〇発電所

発行日: YYYY年MM月DD日  
バイオマス認証認定番号: 〇〇-▲▲  
発行者: 〇〇株式会社〇〇〇〇部署  
所在地: 〇〇県〇〇〇市〇町 12-34  
代表: 山元 花子  
本体金額: ¥999,999,999  
消費税: ¥999,999,999  
合計金額: ¥999,999,999

樹種	品等	寸法	数量	備考

**バイオマス証明**

上記の製品は、全て間伐材等由来の木質バイオマスに由来するものであり、適切に分別管理されていることを証明します

グリーンウッド法登録木材関連事業者: 〇〇〇 - CLW - XXX  
◆ グリーンウッド法に基づき全ての原材料情報を収集しました  
◆ 上記の物件は合法性確認木材です

〇〇県木連00XX号  
■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています

※ GHG情報を必要に応じて記載

ロゴマーク等

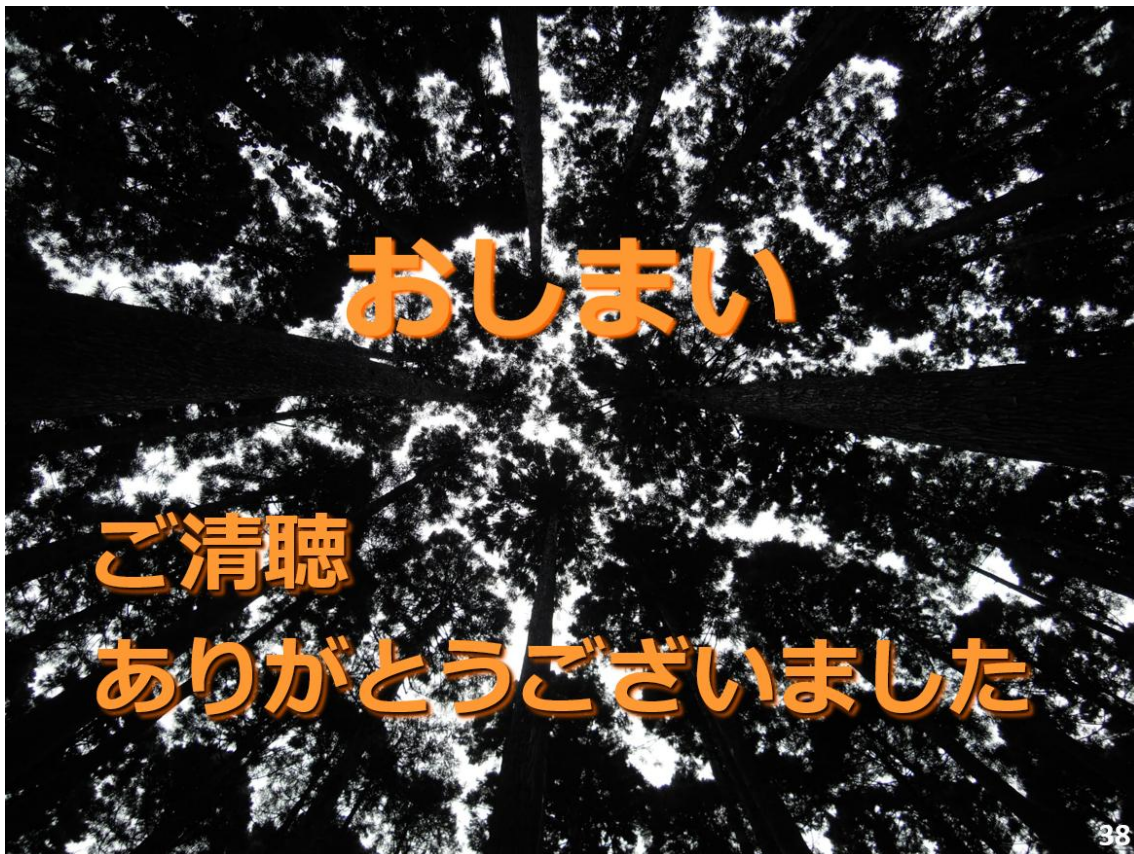
※ バイオマス証明、CW法、それぞれについての情報（この例では青、赤、緑の枠）を伝達する必要がありますが、必ずしもCW法だけの情報伝達書類を作る必要はありません

**CW法に基づく伝達情報**

- 登録番号（登録業者の場合）
- 原材料情報収集結果
- 合法性確認結果

**他制度に基づく伝達情報**

例：林野庁GLの団体認定  
100%SGEC認証材です



令和7年度「地域内エコシステム」リビングラボ事業  
「木質バイオマスのエネルギー利用に関する相談窓口の設置・運営」  
成果報告書

2026年3月 発行

発行：（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会

<http://www.jwba.or.jp>

〒110-0016

東京都台東区台東3丁目12番5号 クラシックビル 604号室

電話：03-5817-8491      FAX：03-5817-8492

Email：[mail@jwba.or.jp](mailto:mail@jwba.or.jp)